大分市公告第574号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大分市契約事務規則（昭和３９年規則第１２号）第２５条の規定に基づき公告する。

令和　８年　１０月　５日

大分市長　　足立　信也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

１　競争入札に付する事項

⑴　工事名	**市内（大分川西１地区）道路修繕（その３）工事**	
⑵工事場所	**大分市　大分川西地区**	
⑶　工　期	**○**	**契約締結日の翌日から令和９年３月25日まで**
	―	**（※）余裕期間を設定（任意着手方式） 工事の始期から○○日間（ただし、工事着手期限日である令和○年○月○日までに工事に着手すること。）**
	―	**（※）余裕期間を設定（発注者指定方式） 指定着手日の令和○年○月○日から令和○年○月○日まで**
	（※）余裕期間については**【　別紙１　】**及び**【○○工事特記仕様書　第○○条（余裕期間の適用）】**を参照	
⑷工事概要	**道路修繕（単価契約）**	
⑸予定価格	**￥１，２９７，９５６．－**（消費税及び地方消費税を含む。） **￥１，１７９，９６０．－**（消費税及び地方消費税を除く。）	
⑹支払条件	前　払　金　　**なし** 中間前払金　　**なし** 部　分　払　　**なし**	
⑺備　　考	本工事の予定総額は、**「４，７１１，１１１円（税抜）」**とする。	

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者に限り入札参加を認める。

⑴　共通事項

①入札参加者の資格	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
②経営事項審査	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても有効な経営事項審査（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３の規定による審査をいう。）の結果の通知を受けていること。
③指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」（平成１２年大分市告示第４７７号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
④暴力団排除	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成２４年大分市告示第３７７号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
⑤不渡り等の有無	開札予定日以前３月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

⑥倒産手続等の有無	次のいずれにも該当しない者であること。（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。） ア. 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 イ. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 ウ. 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
⑦建設業の許可	一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。（建設業法第３条第１項第１号又は第２号）
⑧技術者の配置	建設業法第２６条に規定される本案件の業種における技術者を当該工事に配置できること。ただし、余裕期間が設定されている場合は、契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。
⑨電子登録	大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

⑵ 本案件に関する事項 （表中、**○**印を付したものを要件とする）

区分	適用	要件
①業種	**○**	**土木一式工事**（公告日において、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」（平成１７年大分市告示第１６１６号）により、この業種の入札参加資格の認定を受けている者であること。）
②等級	**○**	**令和８年度**において、①業種の **C 等級**又は **D 等級**に格付けされている者であること。
③指名希望順位	**○**	**令和８年度**において、①業種の**指名希望順位を第１位**又は**第２位**としている者であること。
④指名選定エリア	**○**	開札予定日において、大分市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）が、「大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領」（平成１７年４月１日施行）第２項に規定する**第Ⅰ指名選定エリア**の区域内にあること。 （**【別紙３】**を参照）
⑤平均完成工事	**―**	
⑥本店所在地	**○**	建設業法に基づく主たる営業所（本店）が大分市内にあること。
⑦女性・若手の技術者	**―**	
⑧専任で配置する技術者	**―**	
⑨技術者の兼務	**○**	「大分市における建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び同法第２６条の５の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」を参照
⑩その他事項	**―**	

３ 入札参加制限等 （本案件は、下記表のうち、**○**印を付した制限を適用する）

区分	適用	備考
⑴手持工事による入札参加制限	**―**	
⑵同日開札における落札制限	**○**	本工事と同日に開札する道路維持課実施の道路修繕工事の入札において１件を落札した者は本工事の落札者となれないものとする。

４　入札手続等　（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

⑴　担　当　課	大分市　土木建築部　道路維持課 〒８７０－８５０４　　大分市荷揚町２番３１号 （電話）０９７－５３７－５６７４		
⑵本公告内容の交付期間、場所及び交付方法	①　交付期間	**令和８年１０月５日（月）から** **令和８年１０月２０日（火）午後５時まで**	
	②　交付場所	⑴担当課に同じ。	
	③　交付方法	直接交付によるほか、インターネットでも行う。 （大分県共同利用型　入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU）	
⑶設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法	⑵　閲覧期間	⑵の①に同じ。	
	②　閲覧方法	電子閲覧に供する。 電子入札システム上の「設計図書等閲覧」の場所に掲示する添付ファイルを参照。システム上の障害等により、電子データをダウンロードできない場合は、速やかに未使用の CD-R を契約監理課に持参して提出すること。	
⑷設計図書等の質疑応答	①　質問	提出方法	書面を持参
		提出期間	**令和８年１０月６日（火）から** **令和８年１０月１５日（木）まで** （午前８時３０分から午後５時まで）
		提出場所	⑴担当課に同じ。
	②　回答の閲覧	閲覧期間	質問があった翌日から起算して２日後までに開始し、入札書受付締切日までの午前８時３０分から午後５時まで
		閲覧方法	電子入札システムによる。 （※電子入札システムにより閲覧できない場合は、⑴担当課の場所において閲覧に供する。）
⑸競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出	①　提出期間	**令和８年１０月５日（月）から** **令和８年１０月１６日（金）午後５時まで**	
	②提出方法	原則として電子入札システムによる。 なお、添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、次のとおりとする。 ※ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。	

	アプリケーション	ファイル形式
ア	Microsoft　Word	・Word 文書（.docx） ・Word97-2003 文書（.doc）
イ	Microsoft　Excel	・Excel ブック（.xlsx） ・Excel97-2003 ブック（.xls）
ウ	その他	・PDF（.pdf） ・テキストファイル（.txt）
		（　）は拡張子

③　提出様式（○を付した様式を作成・提出すること）	○	競争入札参加資格確認申請書	**様式第１号（その１）**
	○	競争参加資格状況表	**様式第２号（その１）**
	―	履行実績	**様式第３号（その１）**
	―	配置予定技術者の資格・建設工事等経験	**様式第４号（その１）**

⑹　現場説明会	実施しない。
⑺　入札保証金	免除する。

⑻ 入札及び積算内訳書の提出	① 提出期間	**令和８年１０月１９日（月）午前９時から** **令和８年１０月２０日（火）午後５時まで**
	② 積算内訳書の作成	設計図書にある各項目に対応する数量、単位及び金額を明記すること。 積算内訳書は入札書に添付すること。（ただし、契約担当者が特に認めるときは、この限りではない。） ファイル形式は⑸の②と同じ。
	③ 入札方法	原則として電子入札システムによる。
	④ 入札回数	原則として１回とする。
	⑤ その他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
⑼ 開札	① 開札予定日時	**令和８年１０月２１日（水）　午前９時００分**
	② 開札場所	大分市荷揚町２番３１号 大分市役所６階　道路維持課
	③ 開札の立会	入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。（「大分市電子入札立会要領」を参照）
	④落札者決定の保留	開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
⑽ 事後審査及び入札結果の公表	① 事後審査	開札後に、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査する。 ア 最低価格入札者が競争参加資格を満たしている場合は、最低価格入札者を落札者とする。 イ 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。 なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、以降同様の手続を行う。
	② 入札の無効	⑽の①事後審査で確認した競争参加資格を満たしていない者が行った入札は**無効**とし、その結果を通知する。
	③入札結果の公表	⑽の①事後審査により落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、入札結果を公表する。
⑾入札参加者の公表	この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。	

５　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明　（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

⑴ 説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、４の⑽の②入札の無効の通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（様式は自由）を持参して、契約担当者に対し競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送による提出は受け付けない。 また、書面の提出場所は４の⑴担当課とする。
⑵ 回答	⑴の書面を提出した者に対しては、書面の提出があった日の翌日から起算して８日以内に書面により回答する。

６　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は**無効**とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

（１）入札者としての資格のない者のした入札

（２）競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

（３）同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（４）同一の入札について２以上の入札者の代理人となった者のした入札

（５）入札金額を訂正した入札

（６）予定価格を上回る入札

（７）入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

（８）郵送による入札

（９）電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない入札

(10) 電子入札にあっては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

(11) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札

(12) 申請書等を提出しなかった者のした入札

(13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

（※申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止要領に基づく指名停止の対象となることがある。）

(14) 入札参加制限を受ける者のした入札

(15) 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札

(16) 積算内訳書の工事価格計（消費税等相当額を除く。）又は業務価格計（消費税等相当額を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札

(17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

７　その他

⑴　開札後の異議申立て	入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
⑵ 落札候補者の行った入札の無効	契約担当者は、開札後、落札者を決定するまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ①　指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき ②　排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき ③　入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
⑶ 落札者決定の取消等	契約担当者は、落札者決定後、契約締結［議会の議決に付すべき契約（以下「議会案件」という。）の場合は、仮契約後の議会の議決］までの間に落札者が、⑵の①から③のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札者決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
⑷ 契約保証金の納付	契約者は、大分市契約事務規則第６条の規定により、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 ①　利付き国債の提供 ②　銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

⑸ 契約保証金の免除	次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。 ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
⑹ 請負業者賠償責任保険	本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第６１条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。 （※被保険者名は「請負者、全下請負人」とすること。） 填補限度額は 対人賠償 （被害者１名当たりの填補限度額） １億円　以上 （１事故全体の填補限度額） ２億円　以上 対物賠償 （１事故全体の填補限度額） ３千万円　以上 免責金額（自己負担額） １０万円　以内
⑺ 下請負契約	本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有する者を優先して活用するよう努めること。
⑻ 工事材料納入	本工事に係る工事材料納入契約については、契約の相手方を大分市内に本店を有する者から選定するよう努めること。
⑼ 定めのない事項	この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成１８年１１月２８日施行）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
⑽ 情報公開	入札に関し提出された書類については、大分市情報公開条例（平成１６年大分市条例第３号）に基づく情報公開の対象とすることがある。
⑾ 照会	不明な点は、大分市土木建築部道路維持課に照会すること。 電話　０９７－５３７－５６７４

【 別紙３ 】大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領（ 抜粋 ）

２　定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

（１）　本庁所管区域とは、大分市域のうち支所の所管区域を除く区域をいう。

（２）　支所の所管区域とは、大分市支所設置条例（ 昭和 38 年大分市条例第 7 号 ）に記載される支所の所管区域をいう。

（３）　ブロックとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。

１ブロック　本庁所管区域のうち 大分川以西の区域
２ブロック　本庁所管区域のうち 大分川以東の区域
３ブロック　稙田支所所管区域
４ブロック　大南支所所管区域
５ブロック　野津原支所所管区域
６ブロック　鶴崎支所所管区域 及び 明野支所所管区域
７ブロック　大在支所所管区域 及び 坂ノ市支所所管区域
８ブロック　佐賀関支所所管区域

（４）　指名選定エリアとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。

第Ⅰ指名選定エリア　１ブロック 及び ２ブロック
第Ⅱ指名選定エリア　３ブロック、４ブロック 及び ５ブロック
第Ⅲ指名選定エリア　６ブロック、７ブロック 及び ８ブロック